

入札（見積）結果公表台帳

179

別紙

競争に参加する者に必要な資格

競争に参加できる者は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単独企業であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

共同企業体の場合

（１）共同企業体の構成員の要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

建築工事に係る平成24年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

3（2）に定める競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。

（２）共同企業体の代表者の要件

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、3（2）に定める確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における建築一式工事について、総合評定値が1,100点以上の者であること。

建設業法第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有している者であること。

建築工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者（5年以内に監理技術者講習を終了した者）を当該工事現場に専任で配置し得ること。

平成9年度以降に地上部の構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が1,500平方メートル以上の公共建築物（国、地方公共団体及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に定める法人が発注した建築物をいう。）に係る建築主体工事の元請（共同企業体の場合にあっては代表者）としての施工実績を有すること。

入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記の 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 共同企業体の構成員（城陽市内業者）の要件

城陽市に本社（本店）を置く業者（以下「市内業者」という。）で、建築工事に係る平成 24 年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者で、城陽市内に本社（本店）が所在する者として登載されている者であること。

建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、3（2）に定める確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における建築一式工事の総合評価値が 550 点以上の者であること。

建設業法第 3 条の規定による建築工事業に係る特定又は一般建設業の許可を有している者であること。

建築工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している資格を有する主任技術者を当該工事現場に専任で配置し得ること。

平成 23 年度本市建築工事における成績評価において 50 点未満の評点を受けていないこと。

入札の参加を希望する者の間に 2（2）に規定する資本関係又は人的関係がないこと。

(4) 共同企業体の要件

構成員の数は 2 社とする。

共同企業体は自主結成とする。

構成員の出資比率は、市内業者が特定建設業の許可を有している場合は、代表者が 70 パーセントで構成員が 30 パーセント、市内業者が一般建設業の許可を有している場合は、代表者が 90 パーセントで構成員が 10 パーセントとする。

共同企業体の有効期限は、工事完了後 6 箇月とする。ただし、落札者以外の者にあつては当該工事に係る契約締結日までとする。

単独企業の場合

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

建築工事に係る平成 24 年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

3（2）に定める競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、3（2）に定める確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における建築一式工事について、総合評価値が 1,300 点以上の者であること。

建設業法第 3 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有している者であること。

建築工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者（5 年以内に監理技術者講習を終了した者）を当該工事現場に専任で配置し得ること。

平成 9 年度以降に地上部の構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が 1,500 平方メートル以上の公共建築物（国、地方公共団体及び建設業法施行令（昭

和 31 年政令第 273 号)第 27 条に定める法人が発注した建築物をいう。)に係る建築主体工事の元請(共同企業体の場合にあっては代表者)としての施工実績を有すること。

入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。)が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記の 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

建築資材の調達並びに下請業者の選定にあたって、下請総額の概ね 30%程度は市内業者への発注を確保すること。